

令和6年度

## 浄化槽（合併処理）転換促進補助制度のご案内

### （遊佐町浄化槽整備促進事業費補助金）

単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換されるかたに補助金を交付します。

この機会にぜひ合併処理浄化槽への切替えをご検討ください！！

#### ●交付対象地域

公共下水道計画区域及び農業集落排水計画区域以外の地域が対象となります。

※対象集落：榑坂、開畑、上蕨岡（唐戸岩）、広野、藤井の一部、臂曲、金俣、岩野（中村以外）、三ノ俣、蚕桑、袋地、大井（後藤寺田）、北宮田（万部）、茂り松、東山、女鹿、滝ノ浦、鳥崎、湯ノ田、小野曾

#### ●交付対象者

以下のすべてに該当するかた

- ①住宅（併用住宅を含む）または集落公民館に浄化槽を設置するかた
- ②単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えするかた
- ③町税（国民健康保険税を含む）の滞納がないかた

※住宅の新築又は建替えに伴い、浄化槽を新規に設置する場合は補助の対象となりませんので、別途ご相談ください。

#### ●補助金の額

下表の区分ごとに、補助基本額に補助加算額を加算した額のうちいずれか少ない額を交付します。

区分	補助基本額	補助加算額	上限額
5人槽	553,000円	(1) (浄化槽本体工事費-390,000円) × 1/3 + 50,000円 (2) 210,000円 (3) 浄化槽本体工事費-553,000円	763,000円
6～7人槽	684,000円	(1) (浄化槽本体工事費-474,000円) × 1/3 + 65,000円 (2) 265,000円 (3) 浄化槽本体工事費-684,000円	949,000円
8～10人槽	988,000円	(1) (浄化槽本体工事費-660,000円) × 1/3 + 65,000円 (2) 265,000円 (3) 浄化槽本体工事費-988,000円	1,253,000円

例) 5人槽の合併処理浄化槽へ切替えする場合（工事費120万円の場合）

補助加算額の(1)(2)(3)を比較します。

$$(1) (1,200,000円 - 390,000円) \times 1/3 + 50,000円 = \underline{320,000円}$$

$$(2) \underline{210,000円}$$

$$(3) 1,200,000円 - 553,000円 = \underline{647,000円}$$

(1)(2)(3)を比較し、少ない額を補助基本額に加算し、補助金を交付します。

$$553,000円 + 210,000円 = \underline{763,000円} \quad \leftarrow \text{補助金の額}$$

※ただし、千円未満の端数は切り捨て。

## ●交付対象工事

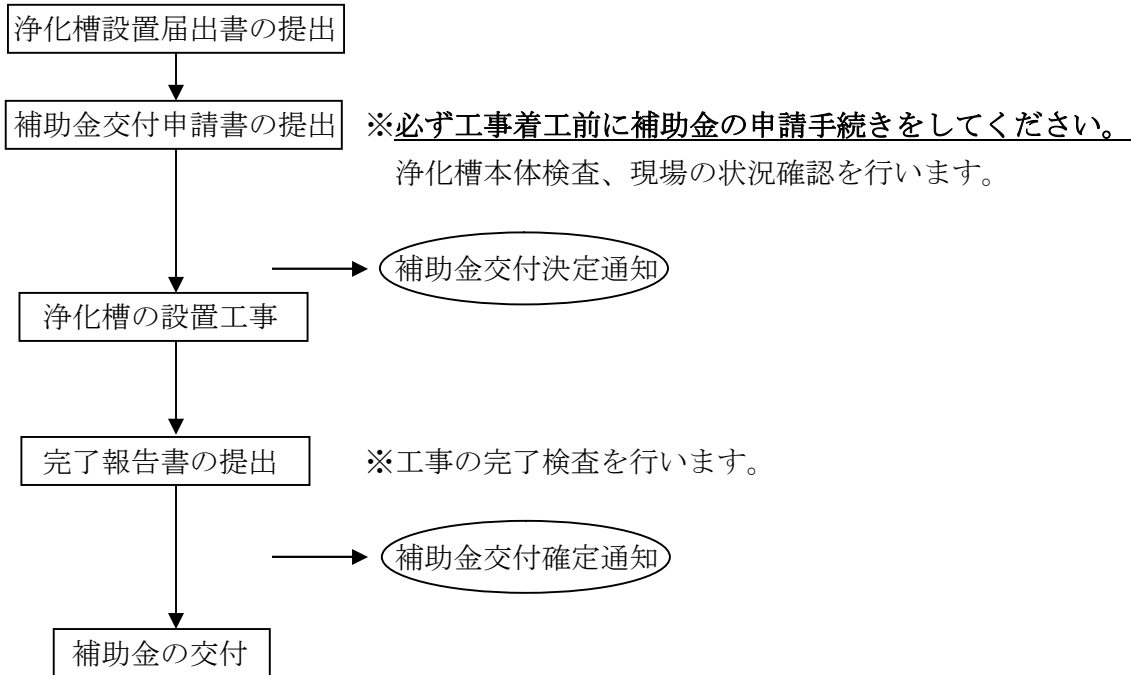
令和6年度に行われる工事で、補助基本額を上回る工事を対象とします。

## ●交付対象機種

所定の性能要件を満たす環境配慮型浄化槽の設置を対象とします。

対象となる浄化槽については、(一社)浄化槽システム協会ホームページ内「環境配慮型浄化槽 適合機種・仕様一覧表」からご確認ください。

## ●補助申請の手続き



## ●申請に必要な書類

<交付申請書の添付書類> (工事着工前)

- ①浄化槽設置届出書の写し
- ②見積書 (本体工事費)
- ③法定検査申込書の写し
- ④転換であることを証する書類 (住宅地図の写し、設計図前後等)
- ⑤着工前の現状写真
- ⑥納税証明書
- ⑦浄化槽型式適合認定書の写し、別添仕様書及び図面の写し
- ⑧浄化槽設備士免状の写し
- ⑨登録浄化槽管理票 (C票)
- ⑩保証登録証

<完了報告書の添付書類> (工事完了後)

- ①契約書及び領収書の写し
- ②精算書及び施工写真 (工事中及び工事完了後)
- ③浄化槽維持管理委託契約書の写し
- ④浄化槽法定検査契約書等の写し

## ●お問い合わせ

遊佐町役場 地域生活課 下水道係 電話 72-5894 (直通)